

平成29年 第3回

士幌町議会定例会議案

平成29年9月8日

承認第1号	専決処分の承認を求めるについて（一般会計補正予算第3号）
議案第1号	平成29年度農作物共済無事戻しについて
議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第4号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第6号	士幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
議案第7号	教育委員会委員の任命について
議案第8号	平成29年度士幌町一般会計補正予算 (第4号)
議案第9号	平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第10号	平成29年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第11号	平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第12号	平成29年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第13号	平成29年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第1号)
認定第1号	平成28年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号	平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号	平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号	平成28年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号	平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号	平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号	平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号	平成28年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号	平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

平成29年度農作物共済無事戻しについて

士幌町農業共済条例第42条第1項の規定により、次のとおり農作物共済に係る無事戻しをする。

1 無事戻人員	3人
2 無事戻金の額	849,370円
3 支払財源	
連合会特別交付金	169,874円
特別積立金	679,496円

説明

士幌町農業共済条例第42条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第2号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出

士幌町長 小林康雄

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴う規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第3号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出

士幌町長 小林康雄

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴う規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第4号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出

士幌町長 小林康雄

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

西胆振消防組合及び江差町ほか2町学校給食組合の名称変更に伴う規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

児童福祉法の改正に伴い、条例を改正するものである。

士幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案

士幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例

(士幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第1条 士幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「法第6条第1項」を「法第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「第4条第2項第2号に規定する集積区域（以下「産業集積区域」という。）」を「第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）」に、「第14条第3項」を「第13条第4項」に、「企業立地に関する計画（法第15条第1項）」を「地域経済牽引事業に関する計画（法第14条第1項）」に、「「承認企業立地計画」」を「「承認地域経済牽引事業計画」」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、「（省令第4条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。以下「事業者」という。）」を削る。

第2条中「産業集積区域内」を「促進区域内」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「第5条第2号」を「第3条第2号」に改める。

(土幌町企業立地促進条例の一部改正)

第2条 土幌町企業立地促進条例（平成21年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、同条第2号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に改める。

第5条第1項中「土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を「土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

奨励金の種類	事業者の指定の要件	
	事業の内容に関する要件	投下固定資産総額に関する要件
立地奨励金	承認地域経済牽引事業者	1億円を超えるもの
	農林漁業及びその関連業種	5千万円を超えるもの
雇用奨励金	承認地域経済牽引事業者	1億円を超えるもの
	農林漁業及びその関連業種	5千万円を超えるもの

備考 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 承認地域経済牽引事業者 法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた事業者をいう。
- (2) 農林漁業及びその関連業種 承認地域経済牽引事業者のうち省令第2条第1号に定める農林漁業及びその関連業種に属するものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律並びに同法律第20条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 7 号

教育委員会委員の任命について

士幌町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌西3線158番地130
氏 名 時 光 早 苗
生年月日 昭和38年9月9日

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

認定第1号

平成28年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度士幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号

平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号

平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号

平成28年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号

平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号

平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 7 号

平成 28 年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成 28 年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号

平成28年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号

平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

議案第14号 工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月14日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第14号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

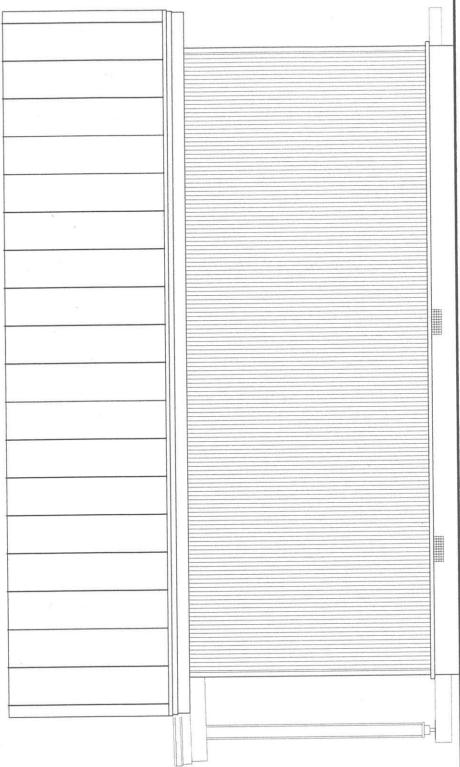
- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 農園付き住宅新築工事（建築主体） |
| 2 契 約 金 額 | 48,816,000円 |
| 3 契約の相手方 | 士幌町字士幌西1線158番地
北斗産業株式会社
代表取締役 瓦井 弘己 |
| 4 工 期 | 契約の日から平成30年2月28日まで |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

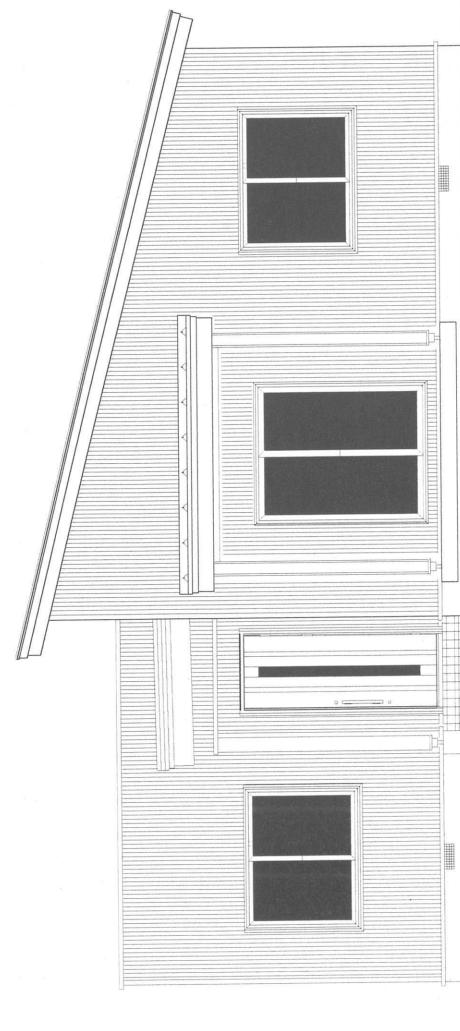
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

議案第14号説明資料

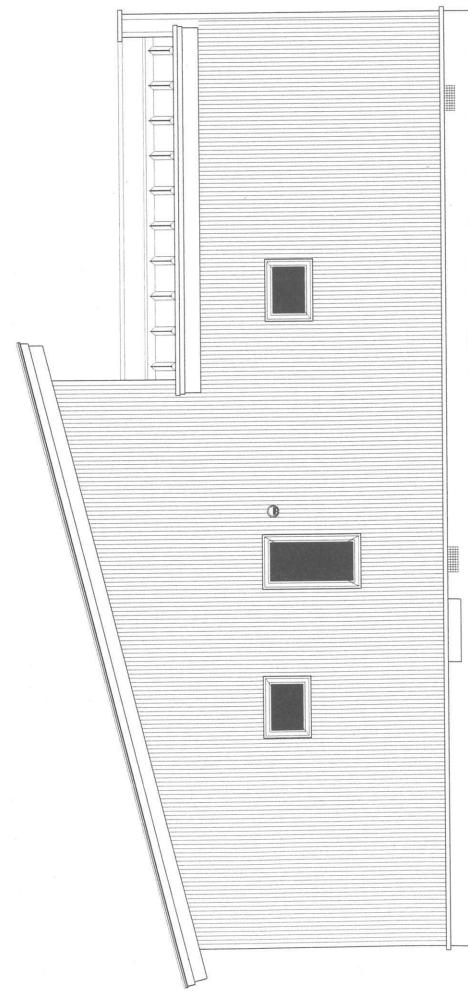
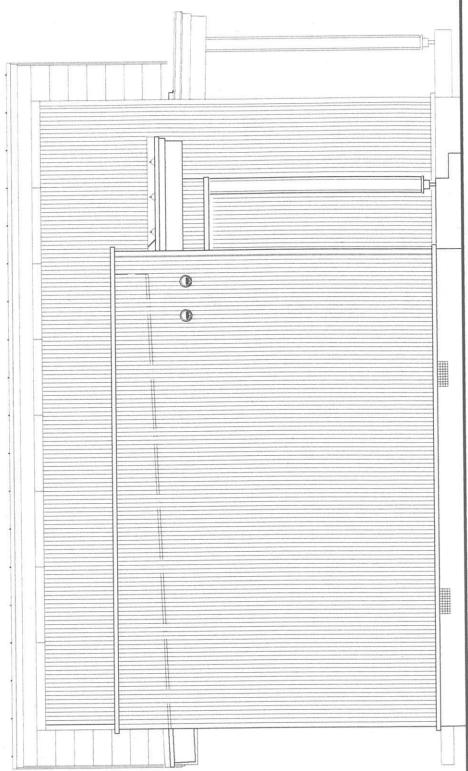
1 工事名	農園付き住宅新築工事（建築主体）
2 工事場所	士幌町字下居辺西2線134番地
3 入札執行日時	平成29年9月11日 午前9時00分
4 指名業者名	宮坂建設工業株式会社 萩原建設工業株式会社 川田工業株式会社 藤原工業株式会社 株式会社ネクサス 北斗産業株式会社 株式会社高橋組 株式会社平田建設
5 入札経過	第1回決定
6 予定価格	50,490,000円（税込）
7 落札率	96.68%
8 最高入札金額	50,004,000円（税込）
9 工事概要	農園付き住宅新築（地方創生拠点整備交付金事業） 木造平屋建 戸建住宅 70.02m ² 4戸 附属物置 8.28m ² 4戸 建築主体工事



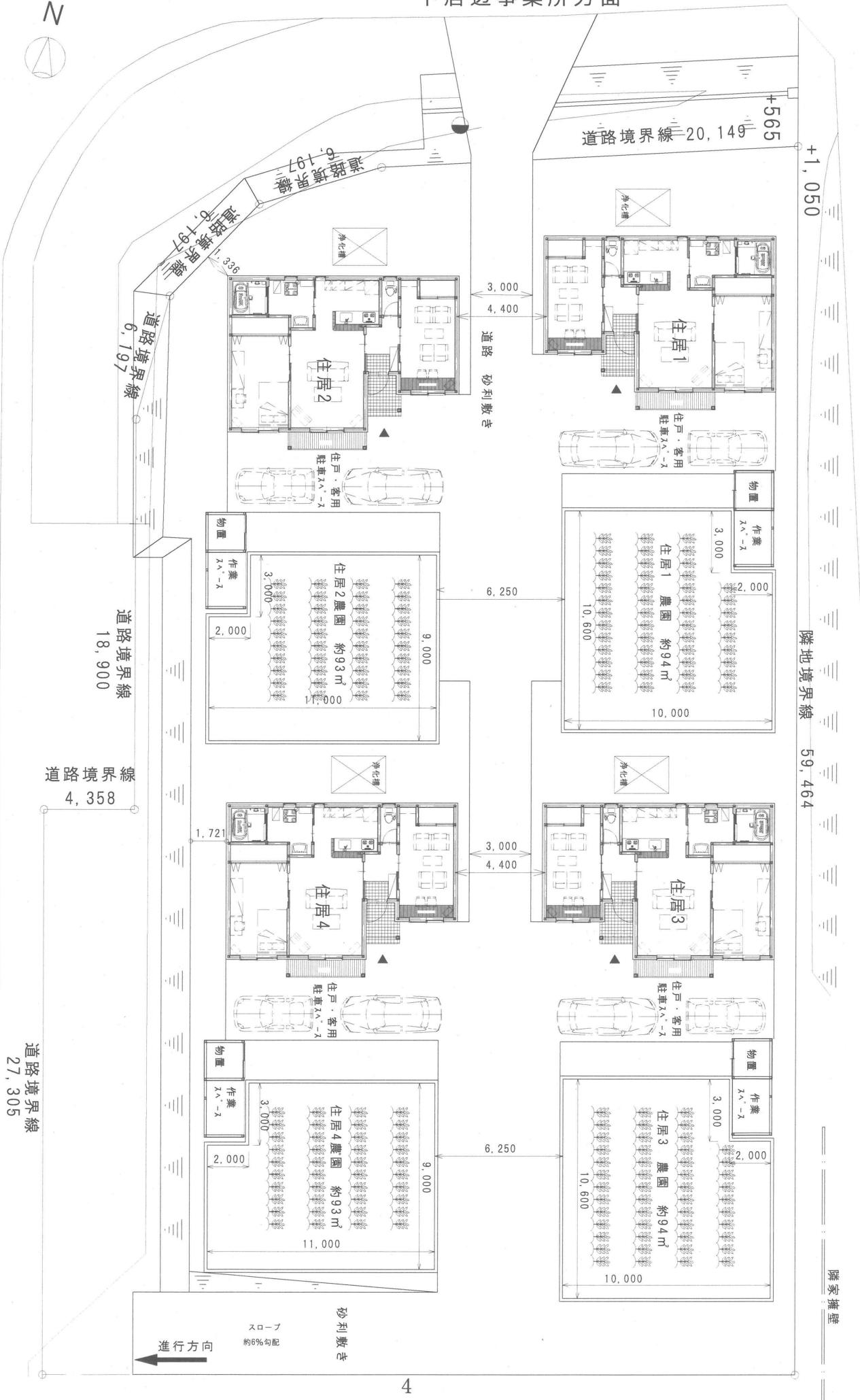
東側立面図



南側立面図



下居辺事業所方面



しほろ温泉プラザ緑風方面

道路境界線
27,305

隣家擁壁